

内閣総理大臣説示(要旨)

平成14年9月30日

- 一 私は、一年五ヵ月にわたる小泉内閣の経験と成果を踏まえて、「改革なくして成長なし」との路線を確固たる軌道に乗せていく決意である。閣僚各位におかれては、この決意を私と共有し、国民の負託に応え、将来にわたり安心できる確固たる社会の構築に向けて御尽力願いたい。

- 二 日本経済の再生に向け、これからの半年間で、税制改革、構造改革特区の実現等構造改革を加速させるための政策強化を行っていくと同時に、日本経済を取り巻く不確実性を除去し、政府・日銀一体となってデフレ克服に取り組み、平成十六年度には不良債権問題を終結させる考えである。知恵を絞り、強い決意と指導力で、施策の推進に当たっていただきたい。

- 三 肥大化した公的部門の抜本的縮小に引き続き取り組み、「官から民へ」「国から地方へ」の流れを一層加速することによって、活力ある民間と個性ある地方が中心となった経済社会の実現をめざす考えである。特に、道路関係公団の改革については、道路関係四公団民営化推進委員会の最終意見を尊重し、また、郵政事業の民営化の第一歩として郵政公社の準備を進めて行く考えである。規制改革、行政改革、地方分権等について、所管行政のみにとらわれず、国務大臣として国政全般の立場から高い視点と広い視野をもって取り組んでいただきたい。

- 四 外交面においては、国際協調を重視しつつ、我が国の平和と安全の確保に当たるとともに、テロリズムやイラクの大量破壊兵器問題への対応など国際社会共通の諸問題について、主体的な役割を果たして行く考えである。北朝鮮との間では、日朝平壤宣言に基づき国交正常化交渉を再開し、地域の不安定要因を除去することによって、我が国の安全と北東アジア地域の平和と安定の確立に努めていく考えである。特に拉致問題については、家族の方々の気持ちに立ち、その意見をよく伺いながら、事実解明と対応に政府を挙げて取り組んでまいりたい。

- 五 国民の行政に対する確固たる信頼のもと、改革を着実に進めるため、政策の立案から決定、実施までのあらゆる過程を通して、公正で透明な行政運営の確保に特段の配慮をお願いしたい。特に、政と官との関係については、閣僚自らが襟を正し指導性を発揮して、その適正確保に努めていただきたい。

平成 14 年 10 月 7 日

金融担当大臣談話 ペイオフ問題について

- 1 . 9 月 30 日、総理から、構造改革を加速させるための政策強化を行い、政府・日銀一体となってデフレ克服に取り組み、平成 16 年度には、不良債権問題を終結させる考えである旨の説示があった。
- 2 . 「基本方針 2 0 0 2」で示された政策の枠組みのもと、この方針に従い、不良債権処理の加速化について早急に具体策を取りまとめ全力で取り組むこととしたい。
- 3 . このように政策強化を行う中、ペイオフについては、決済機能の安定確保のための制度面での手当てを行い、解禁の準備を整えるが、その実施は金融システムの安定確保の観点から、不良債権問題が終結した後の平成 17 年 4 月からとしたい。そのための所要の法律案を臨時国会に提出すべく、早急に調整を図ることとする。
- 4 . これにより金融システムの安定に配慮しつつ、不良債権処理を加速するとともに、中小企業金融等金融の円滑化に万全を期することとする。
- 5 . このような金融システム改革に加え、税制改革、規制改革、歳出改革という四本柱の改革をより早く、大きく実現し、構造改革を加速しつつ、経済を持続的な成長軌道に乗せるため、関係閣僚と協力しつつ経済運営に万全を期すこととしたい。

決 済 機 能 の 安 定 確 保 策

預金保険法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部改正

金融機関の破綻時においても決済を円滑かつ確実に完了することを可能とする措置を講ずることにより、決済機能の安定確保を図るもの。具体的には、金融機関破綻時に全額保護される預金（決済用預金）の要件等を定め、それを保護する措置を講ずるとともに、仕掛かり中の決済の結了を可能とするよう、昨年12月、預金保険法等の一部改正がなされた。

（注）ペイオフについては、決済機能の安定確保のための制度面での手当てを行い解禁の準備を整えつつ、その実施は17年4月。

1 預金保険法の目的

預金保険法の目的に「破綻金融機関に係る資金決済の確保」を追加。

（注）改正前の預金保険法は「預金者等の保護」を図ることが目的。

2 決済用預金

次の3要件を満たす預金については「決済用預金」とし、各金融機関は営業年度毎に当該預金に係る保険料を納め、破綻時には機構がその全額に相当する額の保険金を支払う（決済用預金の全額保護）。

- ・ その契約又は取引慣行に基づき為替取引等に用いることができるものであること（通常必要な決済サービスを提供できること）
- ・ その預金者がその払戻しをいつでも請求することができるものであること（要求払いであること）
- ・ 利息が付されていないものであること。

（注）各金融機関は、機構に対し決済用預金に当たる預金を届出（第37条に基づく資料提出）

3 仕掛かり中の決済の履行確保

3 - 1 仕掛かり中の決済資金の保護

金融機関が破綻前に依頼を受けた振入など（仕掛かり中の決済）に係る債務等については、決済用預金に係る債務等とみなす。

3 - 2 仕掛かり中の決済の結了のための資金の貸付け

機構は、仕掛かり中の決済の結了のため必要があると認めるときは、必要な資金を破綻金融機関に対して貸し付けることができる。

（注）機構がこの貸付けを決定をした場合には、裁判所は管財人等の申立てにより決済の結了のための破綻金融機関による債務の履行を許可することができる。更生特例法の一部改正

3 - 3 破産法等の特例

金融機関間の決済システムにおいて仕掛かり中の決済を結了するため、倒産手続における相殺の禁止等の例外として、機構が上記3 - 2の貸付けをしたときは相殺等による清算を行うことができる。

4 その他

金融機関においては、破綻した場合に決済用預金の円滑な払戻し等を確保するための措置を講じなければならない。

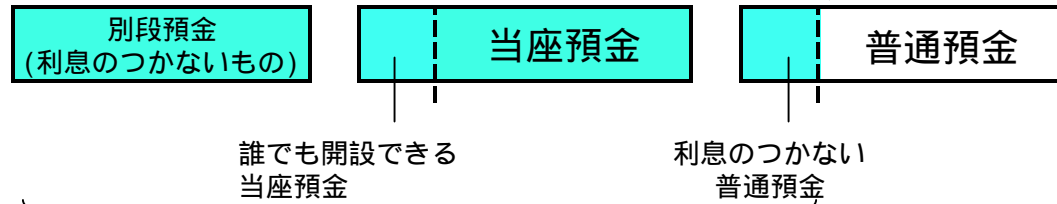
5 施行期日等

施行日は平成15年4月1日。

施行後2年が経過するまでの間は、現在と同様、流動性預金（当座預金、普通預金等）を全額保護する。

決済用預金

『決済用預金』
にあたるものは
全額保護



「決済用預金」にあたるもの

- 要求払い
- 決済サービスを提供できること
- 金利ゼロ

(注)
『決済用預金』という新たな預金
ができるのではなく、金利ゼロな
どの条件に該当する実際の預金
が全額保護される。

平成17年3月末までは、
利息のつく普通預金も
現在と同様、全額保護

預金保護の姿

今回の改正 →

	平成14年4月～ 平成15年3月	平成15年4月 ～17年3月まで	平成17年4月～
当座預金 (別段預金)	全額保護	利息なし	全額保護 = 金利ゼロのもの
普通預金	全額保護		
定期預金等	合算して元本1000万円 までとその利息	合算して元本1000万 円までとその利息	合算して元本1000万円 までとその利息